

役員名簿

| 職名 | 氏名 | 職業 | 任期 | 専任区分 | 外部役員 |
|-----|-------|--------------------------|------------------------------|------|------|
| 理事長 | 深堀和子 | 〒158-0086 東京都世田谷区尾山台 | 平成16年11月10日から | 1号 | |
| 理事 | 深堀雄一郎 | 〒158-0086 東京都世田谷区尾山台 | 令和3年10月20日から 令和7年10月19日まで | 2号 | |
| 〃 | 平岩 賢志 | 〒244-0003 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町 | 令和5年4月1日から 令和7年10月19日まで | 3号 | |
| 〃 | 飯島 郁政 | 〒182-0034 東京都調布市下石原 | 令和3年10月20日から 令和7年10月19日まで | 3号 | ○ |
| 〃 | 齋藤 佳則 | 〒247-0011 神奈川県横浜市栄区元大橋 | 令和3年10月20日から 令和7年10月19日まで | 2号 | ○ |
| 〃 | 加藤 宏明 | 〒543-0051 大阪府大阪市天王寺区四天王寺 | 令和3年10月20日から 令和7年10月19日まで | 3号 | ○ |
| 監事 | 高坂知博 | 〒227-0043 神奈川県横浜市青葉区藤が丘 | 令和3年10月20日から 令和7年10月19日まで | / | ○ |
| 〃 | 渡邊洋太郎 | 〒210-0014 神奈川県川崎市川崎区貝塚 | 令和3年10月20日から 令和7年10月19日まで | / | ○ |

役員に関する規定

この規定は学校法人深堀学園の役員について定めるものである。

(役員 の 定義)

第1条 本規定について、役員とは理事及び監事とし、学校法人において勤務することが常態である者を常勤の役員とする。それ以外の役員を非常勤の役員とする。

(規定 の 適用)

第2条 本規定に定めのない事項は、学校法人深堀学園の教員・職員の就業規則、付属規則等を必要に応じて適用する。

(役員 報酬)

第3条 役員報酬は各役員別の基本額に基づき、前年度の学園の収入実績等や学園に対する貢献度に応じ、理事長が算定し理事会で決定する。

| 役職 | 理事長 | 常任理事 | 非常勤理事 | 常任監事 | 非常勤監事 |
|-----|-------------|-----------|-------|--------|-------|
| 基本額 | 1,000~3,000 | 500~2,000 | 5~100 | 12~500 | 5~100 |

(単位：万円)

(定年)

第4条 役員 の 定年 は、満77歳とする。ただし、特に必要と認められた役員については、定年を延長することがある。

(役員 退職金)

第5条 役員退職金は、役員として学校法人に対しての貢献に応じ、辞任または任期満了により退職した者に支給する90。ただし、次に掲げる場合は、役員退職金を減額する、または、支給しないことがある。

- (1) 退職時に所定の手続きおよび事務処理等をせず、学校法人の運営等に問題が生じた場合
- (2) 退職時ないし在任中に、学校法人の名誉を害し、信頼を傷つける、または、傷つけるおそれのある行為があった場合
- (3) その他、役員として不適切な行為があった場合、減額ないし不支給を認めた場合

(役員 退職金の 基準)

第6条 役員退職金の算定は、各役員別の基本額に対し、在任年数を考慮した額とする。職務貢献度により加算減額することがある。

| 役職 | 理事長 | 常任理事 | 非常勤理事 | 常任監事 | 非常勤監事 |
|-----|-------|-------|-------|------|-------|
| 基本額 | 300万円 | 100万円 | 5万円 | 30万円 | 5万円 |

第7条 在任期間は、教職員を兼務している期間、1年に満たない年度は算出しない。

附則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。